

博物館の登録に関する規則の一部改正について

このことについて、博物館の登録に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和5年3月23日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、博物館法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

## 博物館の登録に関する規則の一部改正の概要

### 1 一部改正の概要・理由

令和4年4月15日に博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号。以下「改正法」という。）が公布され、令和5年4月1日に施行される。

改正法において、法律の目的や博物館の事業、博物館登録制度等が見直され、これからの博物館がその役割を果たしていくための規定が整備されることに伴い、現行規則中、関係する規定を改正する。

### 2 一部改正の内容

- (1) 設置主体によって分かれていた登録申請書の様式を統合する。
- (2) 登録等をした場合の公表方法が改正後の博物館法で規定されたことに伴い、公示に関する規定を削除する。
- (3) 博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることを規定する。
- (4) その他条項ずれや様式の整備の対応など、所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和二十七年愛知県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「趣旨」に改め、同条中「第十六条」を「第二十二條」に、「基き」を「基き」に改め、「(以下「登録」という。)」を削り、「規定することを目的」を「定めるもの」に改める。

第二条中「第十一条第一項」を「第十二條第一項」に、「の様式は、次」を「は、様式第一号」に改め、各号を削る。

第三条中「第十二條」を「第十四條第一項」に、「様式第三号」を「様式第二号のとおり」に改める。

第四条中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に、「様式第四号」を「様式第三号」に改める。

第五条中「第十五條」を「第二十條第一項」に、「様式第五号」を「様式第四号」に改め、「すみやかに」を削る。

第六条を次のように改める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

	「地	在	「所
様式第一号中	所	を	住
	設置者		に、
	「		第11条
			を
	設置者		第12条
	「		に改め、

様式第四号中

設置者所在地

を

設置者住所

に、

に変更を生じました

を

を変更します

に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第三号中

設置者の名称及び所在地

を

設置者の名称及び住所

に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第二号を削る。

(添付書類)

- 1 設置条例の写し
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の図面（それぞれの面積を記載すること。）
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

を削る。

「地」  
「所」  
所在地  
様式第五号中  
所を住に改め、同様式を様式第四号とする。  
設置者  
設置者

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部改正新旧対照表  
新

(趣旨)

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第二十二条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書)

第二条 法第十二条第一項に規定する登録申請書は、様式第一号のとおりとする。

(登録原簿)

第三条 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿は、様式第二号のとおりとする。

(変更の届出)

第四条 法第十五条第一項の規定による変更の届出は、様式第三号による届出書によつて行うものとする。

(廃止の届出)

第五条 法第二十条第一項の規定による廃止の届出は、様式第四号による届出書によつて行うものとする。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

旧

(目的)

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき、博物館の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(登録申請書)

第二条 法第十一条第一項に規定する登録申請書の様式は、次のとおりとする。

一 公立博物館に係るものにあつては、様式第一号

二 私立博物館に係るものにあつては、様式第二号

(登録原簿)

第三条 法第十二条に規定する博物館登録原簿は、様式第三号とする。

(変更の届出)

第四条 法第十三条第一項の規定による変更の届出は、様式第四号による届出書によつて行うものとする。

(廃止の届出)

第五条 法第十五条の規定による廃止の届出は、様式第五号による届出書によつてすみやかに行うものとする。

(公示)

第六条 教育委員会は、左の各号に掲げる場合には、愛知県公報に登載して公示するものとする。

一 法第十二条の規定による登録をしたとき。

二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき。

三 法第十四条第一項の規定による登録を取消したとき。

四 法第十五条第二項の規定による登録をまつ消したとき。

新

様式第1号（第2条関係）

博物館登録申請書		年	月	日
愛知県教育委員会殿				
設置者 住 所				
名 称				
代表者氏名				
博物館法第12条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。				
記				
1	博物館の名称			
2	博物館の所在地			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

旧

様式第1号（第2条関係）

博物館登録申請書		年	月	日
愛知県教育委員会殿				
設置者 所 在 地				
名 称				
代表者氏名				
博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。				
記				
1	博物館の名称			
2	博物館の所在地			
<u>(添付書類)</u>				
1 <u>設置条例の写し</u>				
2 <u>館則の写し</u>				
3 <u>直接博物館の用に供する建物及び土地の図面（それぞれの面積を記載すること。）</u>				
4 <u>当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類</u>				
5 <u>博物館資料の目録</u>				
6 <u>館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面</u>				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第2条関係）

<u>博物館登録申請書</u>		年 月 日
<u>愛知県教育委員会館</u>		
設置者	<u>所在地</u>	
名	<u>称</u>	
代表者氏名		
博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。		
<u>記</u>		
1. <u>博物館の名称</u>		
2. <u>博物館の所在地</u> (添付書類)		
1. <u>法人の定款（宗教法人にあつては、規則）の写し</u>		
2. <u>館則の写し</u>		
3. <u>直接博物館の用に供する建物及び土地の図面（それぞれの面積を記載すること。）</u>		
4. <u>当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類</u>		
5. <u>博物館資料の目録</u>		
6. <u>館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面</u>		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



新

様式第2号 (第3条関係)

博 物 館 登 録 原 簿	
登 録	設置者の名称及び住所
登録事項 録 年 月 日 号	博物館の名称及び所在地
変 更 登 録 (年 月 日)	
変 更 登 録 (年 月 日)	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

旧

様式第3号 (第3条関係)

博 物 館 登 録 原 簿	
登 録	設置者の名称及び所在地
登録事項 録 年 月 日 号	博物館の名称及び所在地
変 更 登 録 (年 月 日)	
変 更 登 録 (年 月 日)	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

新

様式第3号 (第4条関係)

博物館登録申請書記載事項変更届出書		年	月	日
愛知県教育委員会殿	<u>設置者</u>	<u>住所</u>		
	名	称		
	代	表者氏名		
下記のとおり、博物館登録申請書の記載事項を <u>変更</u> します。				
記				
1	博物館の名称			
2	博物館の所在地			
3	変更事項			
	(1) 変更前			
	(2) 変更後			
4	変更年月日			
5	変更理由			

旧

様式第4号 (第4条関係)

博物館登録申請書記載事項変更届出書		年	月	日
愛知県教育委員会殿	<u>設置者</u>	<u>所在地</u>		
	名	称		
	代	表者氏名		
下記のとおり、博物館登録申請書の記載事項に <u>変更</u> を生じました。				
記				
1	博物館の名称			
2	博物館の所在地			
3	変更事項			
	(1) 変更前			
	(2) 変更後			
4	変更年月日			
5	変更理由			

新

様式第4号 (第5条関係)

博物館廃止届出書	年 月 日
愛知県教育委員会殿	
設置者住所	
名称	
代表者氏名	
下記のとおり、博物館を廃止しました。	
記	
1 登録記号番号	
2 博物館の名称	
3 博物館の所在地	
4 廃止年月日	
5 廃止の理由	
6 廃止後の処置	

旧

様式第5号 (第5条関係)

博物館廃止届出書	年 月 日
愛知県教育委員会殿	
設置者所在地	
名称	
代表者氏名	
下記のとおり、博物館を廃止しました。	
記	
1 登録記号番号	
2 博物館の名称	
3 博物館の所在地	
4 廃止年月日	
5 廃止の理由	
6 廃止後の処置	